

水道工事施工要領

(主な改定点一覧)

平成30年10月

横浜市水道局

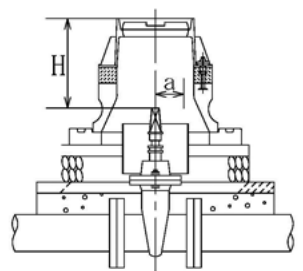
編	頁	主な改正点
第1編 水道工事施 工管理基準	1-5	出来形管理基準(3) 各種弁室築造工 小型仕切弁室(不断水閉止弁、不断水切替弁を含む) ・規格値の名称を変更
	1-6	出来形管理基準(3) 各種弁室築造工 GX形充水機能付きバタフライ弁室、NS形充水機能付きバタフライ弁室 ・規格値の名称を変更
	1-28	4 工事写真撮影基準 (1)工事写真撮影基準 ウ 工事写真の分類 g その他(補償、災害等) ・現場環境改善費の追加
	1-33	4 工事写真撮影基準 出来形管理写真 埋戻し工 ・撮影項目等の変更 4 工事写真撮影基準 出来形管理写真 路盤工 ・撮影項目の変更
	1-34	4 工事写真撮影基準 出来形管理写真 管布設工・撤去工 ・撮影項目の追加
	1-41	4 工事写真撮影基準 品質管理写真 コンクリート ・種別「単位水量試験」の追加
	1-42	4 工事写真撮影基準 品質管理写真 管布設工 ・種別「防食用ポリエチレンスリーブ被覆」の削除
	1-43	4 工事写真撮影基準 その他写真 現場環境改善費関係 ・工種、撮影項目、撮影時期の変更
第2編 水道工事書 類作成要領	2-5	2 施工計画書作成の要点と例(12) 現場環境改善計画 ・イメージアップから現場環境改善へ変更
	2-8	2 施工計画書作成の要点と例 目次 ・イメージアップから現場環境改善へ変更
	2-10	2 施工計画書作成の要点と例 工事内容(例) ・工事内容は設計図書的设计内訳書の写しでもよい旨の追加

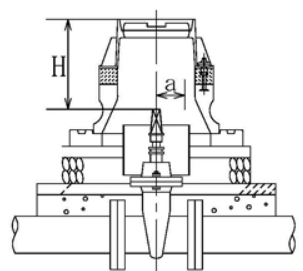
編	頁	主な改正点
	2-19	2 施工計画書作成の要点と例 現場環境改善計画 (要点) ・イメージアップから現場環境改善へ変更
	2-20	3 建設副産物 (建設発生土及びがれき類等) の処理計画書 (例) ・宛名の変更
	2-25	7 出来形管理関係 ・給水台帳の追加
	2-27	(2) 小型仕切弁室管理表 ・操作キャップ位置の規格値の変更
	2-28	(3) 小型消火栓室管理表 ・口金 (吐水口) 位置の規格値の変更
	2-40~42	10 材料関係書類について ・「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料に関する取扱いの追加
	2-49	11 工程管理について ・「1 工程管理の目的」及び「2 工程管理に関し作成する書類」の追加
第4編 様式集	4-28	「工事 (指定部分に係る工事) 完成届出書」 ・完成通知書から完成届出書へと変更
	4-36、37	「工事月報」 ・出来高量として進捗率、予定進捗率の追加 ・構成比 (%) の追加、単位の削除
第5編 水道局特記 仕様書	5-4	「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」 ・建設業のイメージアップから、現場環境の改善等へ趣旨を変更 ・表の削除

編	頁	主 な 改 正 点
	5-77	<p>「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補修の要否に関し、参照すべき箇所の追加 ・判断基準となるひび割れ幅に関する表の削除 ・初期欠陥に関する解説図の削除（改定前ページ 5-78）
	5-114	<p>「快適トイレの設置に関する特記仕様書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「快適トイレの設置に関する特記仕様書」を追加。

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

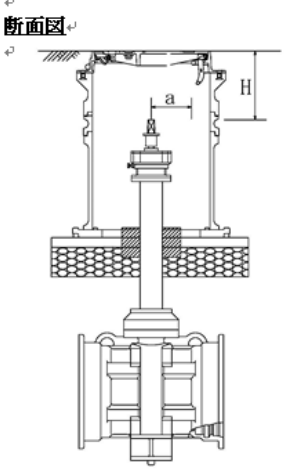
(不 断 水 閉 止 弁、 小 切 弁、 不 断 水 切 替 弁 を 含 む) 。	操作キャップ ⁴⁾ 位置 (a) ⁴⁾	弁室の中心から ⁴⁾ 半径 30 以内 ⁴⁾	実施箇所ごとに測定。 ⁴⁾	断面図 ⁴⁾ 
	操作キャップ ⁴⁾ 高さ (H) ⁴⁾	鉄蓋(地表基準面) から弁棒キャップ 天端 ⁴⁾ 150~350 ⁴⁾		

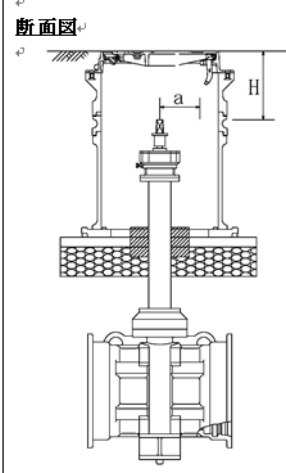
(不 断 水 閉 止 弁、 小 切 弁、 不 断 水 切 替 弁 を 含 む) 。	操作キャップ ⁴⁾ 位置 (a) ⁴⁾	弁室の中心から ⁴⁾ 半径 30 以内 ⁴⁾	実施箇所ごとに測定。 ⁴⁾	断面図 ⁴⁾ 
	操作キャップ ⁴⁾ 高さ (H) ⁴⁾	鉄蓋(地表基準面) から 操作キャップ 天端 ⁴⁾ 150~350 ⁴⁾		

○ 規格値の名称変更

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

N G S X 形 形 充 充 水 水 機 機 能 能 付 付 き き バ バ タ タ フ フ ラ ラ イ イ 弁 弁 室 室	操作キャップ位置 (a) ◯	弁室の中心から ◯ 半径 30 以内 ◯	実施箇所ごとに測定。 ◯	
	操作キャップ高 (H) ◯	鉄蓋 (地表基準面) ◯ と弁棒キャップ天 端高 ◯ 300~450 ◯		

N G S X 形 形 充 充 水 水 機 機 能 能 付 付 き き バ バ タ タ フ フ ラ ラ イ イ 弁 弁 室 室	操作キャップ位置 (a) ◯	弁室の中心から ◯ 半径 30 以内 ◯	実施箇所ごとに測定。 ◯	
	操作キャップ高 (H) ◯	鉄蓋 (地表基準面) ◯ と 操作キャップ天 端高 ◯ 300~450 ◯		

○ 規格値の名称変更

■新旧対照表	項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準	頁	1-28	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
<p>4 工事写真撮影基準</p> <p>(1) 工事写真撮影基準</p> <p>ア 適用範囲 この基準は、横浜市水道局が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。 ただし、この基準に定めのないものについては、監督員が別途指示することとする。</p> <p>イ 工事写真撮影計画 撮影計画は実施工程表作成時点とし、監督員と打合せのうえ、工事写真撮影計画を策定すること。</p> <p>ウ 工事写真の分類 工事写真は、次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[工事写真] --- B[着工前及び完成写真] A --- C[施工状況写真] A --- D[出来形管理写真] A --- E[材料検査写真] A --- F[品質管理写真] A --- G[安全管理写真] A --- H[その他（補償、災害等）] </pre> </div> <p>a 着工前及び完成写真 着工前と完成後の写真は、起終点がわかる全景又は代表部分写真（追写真）とし、同一位置、方向から対比できるよう撮影すること。ただし、災害復旧工事等は全景を原則とするが、撮影区間の長いものについては、つなぎ写真（パノラマ写真）とし、起終点及び中間点（数点）にポール等を立て、位置（測点）の表示をすること。</p> <p>b 施工状況写真 全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事の段階に合わせて撮影するものとする。なお、具体的には、工事進捗状況、工法、使用機械、仮設物写真等がある。</p> <p>c 出来形管理写真 工種ごとに幅、高さ、厚さ等の寸法を撮影すること。</p> <p>d 材料検査写真 設計図書による監督員の検査をうけて使用すべきものと、指定された工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影すること。</p> <p>e 品質管理写真 施工管理のために行った試験又は測定状況及び測定値を撮影すること。</p> <p>f 安全管理写真 完成後明視できなくなる安全管理状況の確認のために撮影すること。具体的には、各種標識類、保安施設、保安要員等交通整理状況写真がある。</p> <p>g その他（補償、災害等） 補償関係、災害関係等</p>	<p>4 工事写真撮影基準</p> <p>(1) 工事写真撮影基準</p> <p>ア 適用範囲 この基準は、横浜市水道局が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。 ただし、この基準に定めのないものについては、監督員が別途指示することとする。</p> <p>イ 工事写真撮影計画 撮影計画は実施工程表作成時点とし、監督員と打合せのうえ、工事写真撮影計画を策定すること。</p> <p>ウ 工事写真の分類 工事写真は、次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[工事写真] --- B[着工前及び完成写真] A --- C[施工状況写真] A --- D[出来形管理写真] A --- E[材料検査写真] A --- F[品質管理写真] A --- G[安全管理写真] A --- H[その他（補償、災害等）] </pre> </div> <p>a 着工前及び完成写真 着工前と完成後の写真は、起終点がわかる全景又は代表部分写真（追写真）とし、同一位置、方向から対比できるよう撮影すること。ただし、災害復旧工事等は全景を原則とするが、撮影区間の長いものについては、つなぎ写真（パノラマ写真）とし、起終点及び中間点（数点）にポール等を立て、位置（測点）の表示をすること。</p> <p>b 施工状況写真 全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事の段階に合わせて撮影するものとする。なお、具体的には、工事進捗状況、工法、使用機械、仮設物写真等がある。</p> <p>c 出来形管理写真 工種ごとに幅、高さ、厚さ等の寸法を撮影すること。</p> <p>d 材料検査写真 設計図書による監督員の検査をうけて使用すべきものと、指定された工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影すること。</p> <p>e 品質管理写真 施工管理のために行った試験又は測定状況及び測定値を撮影すること。</p> <p>f 安全管理写真 完成後明視できなくなる安全管理状況の確認のために撮影すること。具体的には、各種標識類、保安施設、保安要員等交通整理状況写真がある。</p> <p>g その他（補償、災害等） 補償関係、災害関係、現場環境改善費関係等</p>	<p>○ 現場環境改善費の追加</p>			

現行（平成30年5月）

改定（平成30年10月）

埋戻し工	管口底	締固め時 施工後	40mごとに1箇所
	管口側	締固め時	
	中口間		
	上口層		
路盤工	施工状況	締固め時 施工後	40mごとに1箇所

埋戻し工	管口底	締固め時 施工後	40mごとに1箇所
	施工状況 (各層ごと)	締固め時 施工後	
路盤工	施工状況 (各層ごと)	締固め時 施工後	40mごとに1箇所

○ 撮影項目等の変更

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準	頁	1-34	改定箇所	
現行 (平成30年5月)			改定 (平成30年10月)				
						○ 撮影項目の追加	
管布設工・撤去工	管の吊おろし 据付け(撤去)作業	施工中	40mごとに1箇所	管布設工・撤去工	管の吊おろし (吊上げ) 据付け(撤去)作業		施工中

現行（平成30年5月）

改定（平成30年10月）

コンクリート	スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに1回
	空気量試験	//	//	//
	強度試験	供試体	採取時	全数量
		試験実施状況	試験実施中	
	塩化物含有量試験	//	//	コンクリートの種類ごとに1回

コンクリート	スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごと1回
	空気量試験	//	//	//
	強度試験	供試体	採取時	全数量
		試験実施状況	試験実施中	
	塩化物含有量試験	//	//	コンクリートの種類ごと1回
	単位水量試験	//	//	コンクリートの種類ごと1回

○ 種別「単位水量試験」の追加

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準	頁	1-42	改定箇所																		
現行 (平成30年5月)			改定 (平成30年10月)																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">管布設工</td> <td rowspan="2">配管工</td> <td>水圧試験状況</td> <td>施工後</td> <td rowspan="2">実施箇所ごと</td> </tr> <tr> <td>溶接部の検査状況</td> <td>施工後</td> </tr> <tr> <td>防食用ポリエチレンスリーブ被覆</td> <td>材料検査</td> <td>施工前</td> <td>搬入ロットごと</td> </tr> </table>			管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと	溶接部の検査状況	施工後	防食用ポリエチレンスリーブ被覆	材料検査	施工前	搬入ロットごと	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">管布設工</td> <td rowspan="2">配管工</td> <td>水圧試験状況</td> <td>施工後</td> <td rowspan="2">実施箇所ごと</td> </tr> <tr> <td>溶接部の検査状況</td> <td>施工後</td> </tr> </table>			管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと	溶接部の検査状況	施工後	<p>○ 種別「防食用ポリエチレンスリーブ被覆」の削除</p>
管布設工	配管工	水圧試験状況			施工後	実施箇所ごと																		
		溶接部の検査状況		施工後																				
	防食用ポリエチレンスリーブ被覆	材料検査	施工前	搬入ロットごと																				
管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと																				
		溶接部の検査状況	施工後																					

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準		頁	1-43	改定箇所											
現行 (平成30年5月)				改定 (平成30年10月)														
<table border="1"> <tr> <td>イメージ アップ関係</td> <td>◦</td> <td>各施設設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種毎1回</td> </tr> </table>				イメージ アップ関係	◦	各施設設置状況	設置後	各種毎1回	<table border="1"> <tr> <td>現場環境改 善費関係</td> <td>◦</td> <td>実施状況</td> <td>実施中</td> <td>各種毎1回</td> </tr> </table>			現場環境改 善費関係	◦	実施状況	実施中	各種毎1回	<p>○ 工種、撮影項目、撮影時期の変更</p>	
イメージ アップ関係	◦	各施設設置状況	設置後	各種毎1回														
現場環境改 善費関係	◦	実施状況	実施中	各種毎1回														

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-5	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
<p data-bbox="201 260 825 302">2 施工計画書作成の要点と例</p> <p data-bbox="201 401 1285 499">施工計画書は、請負人が工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順及び工法等について施工計画書を監督員に提出しなければならないものである。</p> <p data-bbox="201 533 982 569">なお、施工計画書には、次の内容を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="320 606 522 642">(1) 工事概要 <li data-bbox="320 680 552 716">(2) 現場組織表 <li data-bbox="320 753 522 789">(3) 使用機械 <li data-bbox="320 827 522 863">(4) 使用材料 <li data-bbox="320 900 522 936">(5) 施工方法 <li data-bbox="320 974 581 1010">(6) 施工管理計画 <li data-bbox="320 1047 581 1083">(7) 緊急時の体制 <li data-bbox="320 1121 522 1157">(8) 交通管理 <li data-bbox="320 1194 522 1230">(9) 安全管理 <li data-bbox="320 1268 552 1304">(10) 仮設備計画 <li data-bbox="320 1341 522 1377">(11) 環境対策 <li data-bbox="320 1415 664 1451">(12) イメージアップ計画 <li data-bbox="320 1488 635 1524">(13) 再生資源活用計画 <li data-bbox="320 1562 664 1598">(14) 建設副産物処理計画 <li data-bbox="320 1635 486 1671">(15) 工程表 <li data-bbox="320 1709 486 1745">(16) その他 	<p data-bbox="1314 260 1938 302">2 施工計画書作成の要点と例</p> <p data-bbox="1314 401 2398 499">施工計画書は、請負人が工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順及び工法等について施工計画書を監督員に提出しなければならないものである。</p> <p data-bbox="1314 533 2095 569">なお、施工計画書には、次の内容を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1433 606 1635 642">(1) 工事概要 <li data-bbox="1433 680 1665 716">(2) 現場組織表 <li data-bbox="1433 753 1635 789">(3) 使用機械 <li data-bbox="1433 827 1635 863">(4) 使用材料 <li data-bbox="1433 900 1635 936">(5) 施工方法 <li data-bbox="1433 974 1694 1010">(6) 施工管理計画 <li data-bbox="1433 1047 1694 1083">(7) 緊急時の体制 <li data-bbox="1433 1121 1635 1157">(8) 交通管理 <li data-bbox="1433 1194 1635 1230">(9) 安全管理 <li data-bbox="1433 1268 1665 1304">(10) 仮設備計画 <li data-bbox="1433 1341 1635 1377">(11) 環境対策 <li data-bbox="1433 1415 1754 1451">(12) 現場環境改善計画 <li data-bbox="1433 1488 1754 1524">(13) 再生資源活用計画 <li data-bbox="1433 1562 1783 1598">(14) 建設副産物処理計画 <li data-bbox="1433 1635 1605 1671">(15) 工程表 <li data-bbox="1433 1709 1605 1745">(16) その他 	<p data-bbox="2427 1409 2614 1444">○ 名称の変更</p>			

■新旧対照表		項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-8	改定箇所
現行（平成30年5月）			改定（平成30年10月）			
目次			目次			
1	工事概要		1	工事概要		
2	現場組織表		2	現場組織表		
3	使用機械		3	使用機械		
4	使用材料		4	使用材料		
5	施工方法		5	施工方法		
6	施工管理計画		6	施工管理計画		
7	緊急時の体制		7	緊急時の体制		
8	交通管理		8	交通管理		
9	安全管理		9	安全管理		
10	仮設備計画		10	仮設備計画		
11	環境対策		11	環境対策		
12	イメージアップ計画		12	現場環境改善計画		○ 名称の変更
13	再生資源の利用促進		13	再生資源の利用促進		
14	建設副産物処理計画		14	建設副産物処理計画		
15	工程表		15	工程表		
16	その他		16	その他		

■新旧対照表		項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例		頁	2-10		改定箇所		
現行 (平成30年5月)				改定 (平成30年10月)						
工事内容 (例)				工事内容 (例)						
主要工事項目				主要工事項目						
工事及び名称	細別	単位	数量	摘	工事及び名称	細別	単位		数量	摘
新設配水管布設工					新設配水管布設工					
新設配水管布設	DIP(〇〇形)φ150mm	m	100		新設配水管布設	DIP(〇〇形)φ150mm	m		100	
新設配水管布設	DIP(〇〇形)φ300mm	m	200		新設配水管布設	DIP(〇〇形)φ300mm	m		200	
新設ソトシル弁設置	FCD φ300mm	基	3		新設ソトシル弁設置	FCD φ300mm	基		3	
新設消火栓設置	FCD φ75mm	基	3		新設消火栓設置	FCD φ75mm	基		3	
新設急速空気弁	FCD φ75mm	基	2		新設急速空気弁	FCD φ75mm	基		2	
既設配水管撤去工					既設配水管撤去工					
撤去配水管	CIP(〇〇形)φ150mm	m	100		撤去配水管	CIP(〇〇形)φ150mm	m		100	
撤去仕切弁	FC φ75mm	基	3		撤去仕切弁	FC φ75mm	基		3	
(1) 細別については、請負人の施工する内容で記入する。				注 設計図書的设计内訳書の写しでも可				○ 注意書の変更		

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-19	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
<p>12 イメージアップ計画（要点）</p> <p>イメージアップに対する具体的な実施内容について記載する。 イメージアップの実施内容は、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正なイメージアップ計画を策定する。</p> <p>(1) 「水道工事のイメージアップに関する特記仕様書」に基づき、見積書の写しを添付すること。 (施工計画書提出時に見積書の写しの添付が間に合わなかった場合は、後日すみやかに添付する)</p>	<p>12 現場環境改善計画（要点）</p> <p>現場環境改善に対する具体的な実施内容について記載する。 現場環境改善の実施内容は、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定する。</p> <p>(1) 「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」に基づき、見積書の写しを添付すること。 (施工計画書提出時に見積書の写しの添付が間に合わなかった場合は、後日すみやかに添付する)</p>	<p>○ イメージアップから現場環境改善へ変更</p>			
<p>13 再生資源の利用促進（要点）</p> <p>再生資源利用の促進に関する法律第10条関係省令第8条第1項及び法律第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合、次の計画書(写)を添付する。</p> <p>(1) 再生資源利用計画 (2) 再生資源利用促進計画</p>	<p>13 再生資源の利用促進（要点）</p> <p>再生資源利用の促進に関する法律第10条関係省令第8条第1項及び法律第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合、次の計画書(写)を添付する。</p> <p>(1) 再生資源利用計画 (2) 再生資源利用促進計画</p>				
<p>14 建設副産物の処理計画（要点）</p> <p>工事現場から発生する建設副産物について、水道工事標準仕様書第1編1-1-17 [建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理] によって記載する。</p> <p>建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例） 参照</p>	<p>14 建設副産物の処理計画（要点）</p> <p>工事現場から発生する建設副産物について、水道工事標準仕様書第1編1-1-17 [建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理] によって記載する。</p> <p>建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例） 参照</p>				
<p>15 工程表</p> <p>(1) 工事内容に応じた方式（ネットワーク又は、バーチャート等）により計画工程表を作成する。 (2) 工事進捗に伴い実施工程表を別途作成する。（重要な項目については、朱書きをすること。）</p>	<p>15 工程表</p> <p>(1) 工事内容に応じた方式（ネットワーク又は、バーチャート等）により計画工程表を作成する。 (2) 工事進捗に伴い実施工程表を別途作成する。（重要な項目については、朱書きをすること。）</p>				
<p>16 その他</p>	<p>16 その他</p>				

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

3 建設副産物(建設発生土及びがれき類等)の処理計画書 (例)

平成 年 月 日

横浜市水道局

請負人 住所

氏名

工事名	町(他 箇所) 口径 mm		工事		
工事場所	区 町 丁目	番地 ~	区 町 丁目	番地	
処 分 地	指 定	建設発生土		がれき類(アスファルト・コンクリート塊及び現場発生路盤材等)及び産業廃棄物	
	確 認				
仮置場所	区 町 丁目	番地 (別紙案内図)			
契約工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間				
処 分 計 画 量 備 考	現場実施工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間			
	建設発生土等搬出工程表	(別紙 工程表による)			
	運搬経路表	(# 資料-1)			
	一般残土	m ³	車	t積平均 m ³ 積載	運 車台数 台 一日運搬回数 回
	アスファルト コンクリート塊	m ³		t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回
コンクリート塊	m ³	仕	t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	
現場発生路盤材	m ³		t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	
		様	t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	

3 建設副産物(建設発生土及びがれき類等)の処理計画書 (例)

平成 年 月 日

横浜市水道事業管理者

請負人 住所

氏名

工事名	町(他 箇所) 口径 mm		工事		
工事場所	区 町 丁目	番地 ~	区 町 丁目	番地	
処 分 地	指 定	建設発生土		がれき類(アスファルト・コンクリート塊及び現場発生路盤材等)及び産業廃棄物	
	確 認				
仮置場所	区 町 丁目	番地 (別紙案内図)			
契約工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間				
処 分 計 画 量 備 考	現場実施工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間			
	建設発生土等搬出工程表	(別紙 工程表による)			
	運搬経路表	(# 資料-1)			
	一般残土	m ³	車	t積平均 m ³ 積載	運 車台数 台 一日運搬回数 回
	アスファルト コンクリート塊	m ³		t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回
コンクリート塊	m ³	仕	t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	
現場発生路盤材	m ³		t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	
		様	t積平均 m ³ 積載	車台数 台 一日運搬回数 回	

○ 宛名の変更

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 7 出来形管理関係	頁	2-25	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
<p>7 出来形管理関係</p> <p>出来形管理表（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管布設管理表 (2) 小型仕切弁室管理表 (3) 小型消火栓室管理表 (4) 不断水連絡部防護管理表 (5) 測点計測による舗装厚管理表 a (6) 測点計測による舗装厚管理表 b (7) 掘起しによる路盤厚管理表 (8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表 	<p>7 出来形管理関係</p> <p>出来形管理表（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管布設管理表 (2) 小型仕切弁室管理表 (3) 小型消火栓室管理表 (4) 不断水連絡部防護管理表 (5) 測点計測による舗装厚管理表 a (6) 測点計測による舗装厚管理表 b (7) 掘起しによる路盤厚管理表 (8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表 <li style="border: 2px solid red;">(9) 給水台帳 	<p>○ 給水台帳の追加</p>			

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

弁室 構造 工	A	基礎幅			設計値以上
	A A	基礎横幅			//
	B	砕石厚			//
	C	モルタル厚			//
	A 1	操作キャップ位置			±30
	B 1	操作キャップ高さ			150~350

弁室 構造 工	A	基礎幅			設計値以上
	A A	基礎横幅			//
	B	砕石厚			//
	C	モルタル厚			//
	A 1	操作キャップ位置			30以内
	B 1	操作キャップ高さ			150~350

○ 操作キャップ位置の規格値変更

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

弁室築造工	A	基礎幅			設計値以上
	A A	基礎横幅			設計値以上
	B	碎石厚			設計値以上
	C	モルタル厚			設計値以上
	a	口金 (吐水口) 位置			±30
	h 4	口金 (吐水口) 高さ			200~300

弁室築造工	A	基礎幅			設計値以上
	A A	基礎横幅			設計値以上
	B	碎石厚			設計値以上
	C	モルタル厚			設計値以上
	a	口金 (吐水口) 位置			30以内
	h 4	口金 (吐水口) 高さ			200~300

○ 操作キャップ位置の規格値変更

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 10 材料関係書類について	頁	2-40	改定箇所
現行 (平成 30 年 5 月)		改定 (平成 30 年 10 月)			
<p>10 材料関係書類について</p> <p>1 工事で使用する材料について</p> <p>水道工事標準仕様書「第2章 材料 第1節 適用」によれば、 「工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を示した場合を除き、この標準仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない仮設材料については除くものとする。また、この標準仕様書に規定されていない材料については、JISに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。」とある。</p> <p>また、「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」では、 「請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。」</p> <p>なお、JIS・JWWA規格品のうちJIS・JWWAマーク表示が認証され、JIS・JWWAマーク表示がされている材料・製品等については、JIS・JWWAマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」</p> <p>とあることから、工事で使用する材料を次の通り分類し、請負人はそれぞれの材料に応じ、手続きを行うこととする（表2-1 材料関係書類のフロー 参照）。</p> <p>(1) JIS・JWWA マークが表示されている材料 (2) 設計図書により検査を行うこととしている材料 (3) その他の材料</p>	<p>10 材料関係書類について</p> <p>1 工事で使用する材料について</p> <p>水道工事標準仕様書「第2章 材料 第1節 適用」によれば、 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を示した場合を除き、この標準仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない仮設材料については除くものとする。また、この標準仕様書に規定されていない材料については、JISに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。」とある。</p> <p>また、「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」では、 請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。」</p> <p>なお、JIS・JWWA規格品のうちJIS・JWWAマーク表示が認証され、JIS・JWWAマーク表示がされている材料・製品等については、JIS・JWWAマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」</p> <p>とあることから、工事で使用する材料を次の通り分類し、請負人はそれぞれの材料に応じ、手続きを行うこととする（表2-1 材料関係書類のフロー 参照）。</p> <p>(1) JIS・JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料 (2) 設計図書により検査を行うこととしている材料 (3) その他の材料</p>	<p>○ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料の取扱いの追加</p>			

■新旧対照表		項目	第2編 水道工事書類作成要領 10 材料関係書類について	頁	2-41	改定箇所		
現行 (平成30年5月)			改定 (平成30年10月)					
表2-1 材料関係書類のフロー			表2-1 材料関係書類のフロー			○ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料の取扱いの追加		
材料	JIS、JWWA マークが表示されている材料	設計図書により検査を行うこととしている材料	その他の材料	材料	JIS、JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料		設計図書により検査を行うこととしている材料	その他の材料
事前申請書式	材料確認願	設計図書に指定された工事材料検査申請書	使用材料承諾願	事前申請書式	材料確認願		設計図書に指定された工事材料検査申請書	使用材料承諾願
添付資料	不要	製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等	品質証明資料等	添付資料	不要		製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等	品質証明資料等
使用前の確認	材料確認願を用いて JIS JWWA マークの表示状態の臨場確認 (注1)	品質及び数量検査	承諾した材料か確認	使用前の確認	<ul style="list-style-type: none"> JIS・JWWA マークの表示状態の臨場確認 (注1) 臨場で材料の製作者が「工食用材料製作者登録一覧」で指定された者か確認 (注1) 		品質及び数量検査	承諾した材料か確認
例	管材料 給水材料 弁栓類	表2-2を参考に受発注者間で協議し決定	一般土木材料 (JIS 表示品以外)	例	管材料 給水材料 弁栓類		表2-2を参考に受発注者間で協議し決定	一般土木材料 (JIS 表示品以外)
注1 ただし、臨場確認できない場合は、それに代わる書類で机上確認をうけること。			注1 ただし、臨場確認できない場合は、それに代わる書類で机上確認をうけること。					
2 JIS・JWWA マークが表示されている材料			2 JIS・JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料					
(1) 対象材料			(1) 対象材料					
日本工業規格 (JIS) や日本水道協会規格 (JWWA) の検査に合格した材料は、それぞれ JIS マーク、JWWA マーク (以下、「マーク」という) が表示される。			ア 日本工業規格 (JIS) や日本水道協会規格 (JWWA) に基づく検査に合格し JIS マーク、JWWA マーク (以下、「マーク」という) が表示された材料。					
(2) 使用様式			イ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料。					
請負人は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認願」に記載し、監督員へ提出する。			(2) 使用様式					
請負人は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認願」に記載し、監督員へ提出する。			請負人は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認願」に記載し、監督員へ提出する。					
(3) 監督員による臨場確認			(3) 監督員による確認					
監督員は臨場により、材料に表示されているマークを確認し、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。			ア JIS・JWWA マークが表示されている材料					
監督員は臨場により、材料に表示されているマークを確認し、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。			監督員は臨場により、材料に表示されているマークの表示状態を確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。					
請負人は、特別な理由で監督員の臨場によるマーク表示状態の確認ができない場合、臨場確認に替わる資料の提示により、監督員による机上確認を受けることができる。			請負人は、特別な理由で監督員の臨場によるマーク表示状態の確認ができない場合、臨場確認に替わる資料の提示により、監督員による机上確認を受けることができる。ここでのいう、					
ここでいう、臨場確認に替わる資料とは、納入された材料が確認できる全景及び品目毎のマーク表示状態が確認できる写真等とする。								
(4) 品質証明書類の省略								
材料に関する品質証明書等の提出は省略できる。								
ただし、請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示できるよう準備しておく必要がある。								

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 10 材料関係書類について	頁	2-42	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
		<p>臨場確認に替わる資料とは、納入された材料が確認できる全景及び品目毎のマーク表示状態が確認できる写真等とする。</p> <p>イ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料で、製作者を同仕様書の「工事用材料製作者登録一覧」に記載のある者と指定している材料は、臨場等の際、監督員は、納入伝票等により、製作者が「工事用材料製作者登録一覧」で指定された者であるかを確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。</p> <p>ウ 留意点 (ア) 確認は搬入毎、又は使用前にまとめて行っても良い。 (イ) 確認は規格及び形式毎（口径、管種、形状）に1回以上行う。</p> <p>(4) 品質証明書類の省略 材料に関する品質証明書等の提出は省略できる。 ただし、請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示できるよう準備しておく必要がある。</p>			<p>○ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料の取扱いの追加</p>

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 1 1 工程管理について	頁	2-49	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
	<p data-bbox="1317 260 1748 302">1 1 工程管理について</p> <p data-bbox="1317 380 1546 407">1 工程管理の目的</p> <p data-bbox="1332 426 2395 590">工程管理は、施工計画で選定された工法、資機材の調達計画等を基に作成された計画工程表を用いて、工事の進捗管理を通じて施工計画と施工実態の差異を把握、修正することにより、適正な施工条件と工事進捗を確保し、もって、工期内に完成させることを目的として行うものである。</p> <p data-bbox="1332 604 2395 768">また、工程管理は受注者の責任において管理するものであるが、発注者の側からみれば工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の把握、確認行為である。一方、受注者側から考えれば、更にこれに工事経営の要素が加えられ、最小の費用で最大の生産をあげるために工事を管理して進めていくことであるといえる。</p> <p data-bbox="1332 783 2395 905">土木工事の場合は、受注者において当初の工程計画を慎重に立案しても途中で何回となく検討修正され完成に導かれることもあることから、これらの修正は契約変更時点とは関係なく、事態に即して行う必要がある。</p> <p data-bbox="1317 961 1703 989">2 工程管理に関し作成する書類</p> <p data-bbox="1332 1008 2395 1083">請負人は工程管理に関し、履行報告として「工事月報」等を、円滑な工事実施とその統制を図るため「実施工程表」を作成しなければならない。</p> <p data-bbox="1332 1098 2027 1125">(1) 工事月報等（水道工事標準仕様書 1-1-24 履行報告）</p> <p data-bbox="1362 1140 2395 1262">ア 工事月報は、監督員が履行の進捗状況を把握するとともに、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行うための書類であり、請負人は監督員へ提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1362 1276 2395 1352">イ 工事の性質上、工事月報による履行報告がなじまない場合は、工事の性質に応じた所定の書式で履行報告を行うこと。</p> <p data-bbox="1332 1367 1522 1394">(2) 実施工程表</p> <p data-bbox="1362 1409 2395 1530">ア 実施工程表は、請負人が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督員への提出は必要とせず提示でよい。しかし、監督員が必要と認めた場合には、速やかに提出をすること。</p> <p data-bbox="1362 1545 2395 1621">イ 実施工程表は、請負人が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。</p> <p data-bbox="1362 1635 2395 1711">ウ 維持工事や緊急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる。</p>	<p data-bbox="2424 243 2766 365">○ 「1 工程管理の目的」及び「2 工程管理に関し作成する書類」の追加</p>			

■新旧対照表	項目	第4編 様式集 「工事（指定部分に係る工事）完成届出書」	頁	4-28	改定箇所																																
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）																																			
<p style="text-align: center;">工 事 指定部分に係る工事 完成通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所 請負人 氏 名 印</p> <p>次のとおり 工 事 が完成したので、工事請負契約款第32条第1項、第39条 指定部分に係る工事 の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>完 成 期 限</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>完 成 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>完 成 検 査 希望年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 33%;">総括監督員</td><td style="width: 33%;">主任監督員</td><td style="width: 33%;">担当監督員</td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">4-28</p>		工 事 名		工 事 場 所		完 成 期 限	平成 年 月 日	完 成 年 月 日	平成 年 月 日	完 成 検 査 希望年月日	平成 年 月 日	総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;">工 事 指定部分に係る工事 完成届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所 請負人 氏 名 印</p> <p>次のとおり 工 事 が完成したので、工事請負契約款第32条第1項、第39条 指定部分に係る工事 の規定により届出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>完 成 期 限</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>完 成 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>完 成 検 査 希望年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 33%;">総括監督員</td><td style="width: 33%;">主任監督員</td><td style="width: 33%;">担当監督員</td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">4-28</p>			工 事 名		工 事 場 所		完 成 期 限	平成 年 月 日	完 成 年 月 日	平成 年 月 日	完 成 検 査 希望年月日	平成 年 月 日	総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p>○ 通知書から届出書へ変更</p>
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
完 成 期 限	平成 年 月 日																																				
完 成 年 月 日	平成 年 月 日																																				
完 成 検 査 希望年月日	平成 年 月 日																																				
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																			
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
完 成 期 限	平成 年 月 日																																				
完 成 年 月 日	平成 年 月 日																																				
完 成 検 査 希望年月日	平成 年 月 日																																				
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																			

現行（平成30年5月）

改定（平成30年10月）

工事月報

平成 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人(社名)
現場代理人氏名

工事名			
契約年月日	年 月 日	完成期限	年 月 日
主な作業内容			
	(協議事項、他所見)		
記事	記入項目		

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

工事月報 (/)

4-36

工事月報

平成 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

次のとおり 年 月の履行を報告します。

請負人(社名)
現場代理人氏名

工事名								
契約年月日	年 月 日	完成期限	年 月 日					
主な作業内容								
	(協議事項、他所見)							
記事	記入項目							
	<table border="1"> <tr> <td>出来高量</td> <td>進捗率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予定進捗率</td> <td>%</td> </tr> </table>			出来高量	進捗率	%		予定進捗率
出来高量	進捗率	%						
	予定進捗率	%						

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

工事月報 (/)

4-36

○ 報告月の記載

○ 出来高量として進捗率、予定進捗率の追加

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書 「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」	頁	5 - 4	改定箇所									
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）												
<p align="center">水道工事のイメージアップに関する特記仕様書</p> <p align="right">平成26年1月6日</p> <p>1 本工事は、イメージアップに要する費用を計上している。 イメージアップ経費は建設業のイメージアップ活動に充当するものとする。 建設業のイメージアップは、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。 受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を發揮し、適正なイメージアップ計画を策定し実施するものとする。</p> <p>2 具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載する。 工事監督担当部署と協議し、率分相当額以上の経費内訳（見積等）を添付すること。</p> <p>3 工事完了後は実施写真、経費内訳等、実施状況を確認できる資料を提出するものとする。</p> <p>4 イメージアップ経費に率計上されるものは、表一の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 但し、請負人の自発的な取り組みにより、この表以外の内容を提案することもできる。</p>		<p align="center">水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書</p> <p align="right">平成30年10月1日 改正</p> <p>1 本工事は、現場環境改善に要する費用を計上している。 現場環境改善費は、現場環境改善及び地域連携に関するものとし、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。 受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を發揮し、適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。</p> <p>2 具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載する。 工事監督担当部署と協議し、率分相当額以上の経費内訳（見積等）を添付すること。 なお、施工計画書の提出が省略できる工事においては、現場環境改善計画書を提出するものとする。</p> <p>3 工事完了後は実施写真、経費内訳等、実施状況を確認できる資料を提出するものとする。</p>			<p>○ 建設業のイメージアップから、現場環境の改善等へ趣旨を変更</p>									
表一					○ 表の削除									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献				
計上費目	実施する内容（率計上分）													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減													
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等													
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策													
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献													

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書 「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査実施要領」	頁	5-77	改定箇所																																																				
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）																																																							
<p>ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項</p> <p>【原因の推定方法】 原因の推定方法は、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）で詳しく述べられており、これを参考にされたい。 ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）・コンクリート変形要因（収縮性、膨張性、その他）・配合（富配合、貧配合）・気象条件（気温、湿度）を総合的に判断して、原因を推定することができる。 また、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」（土木学会）においても、ひび割れの発生原因の推定等について記述されているので、参考にされたい。</p> <p>【判断基準】 補修の要否に関するひび割れ幅については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」に記載されている（表一1）。施工時に発生する初期欠陥については、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」に示されている（図一1）。 実際の運用にあつたては、対象とする構造物や環境条件により、補修・補強の要否の判断基準は異なる。完成時に発生しているひび割れは、すべてが問題となるひび割れではない。例えば、ボックスカルバートなどに発生する水和熱によるひび割れ（図一1参照）に関しては、ボックスカルバートの形状から発生することが避けられないひび割れであるが、機能上何ら問題は無い。</p>		<p>ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項</p> <p>【原因の推定方法】 原因の推定方法は、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）で詳しく述べられており、これを参考にされたい。 ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）・コンクリート変形要因（収縮性、膨張性、その他）・配合（富配合、貧配合）・気象条件（気温、湿度）を総合的に判断して、原因を推定することができる。 また、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」（土木学会）においても、ひび割れの発生原因の推定等について記述されているので、参考にされたい。</p> <p>【判断基準】 補修の要否に関するひび割れ幅については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（第4章 評価）に記載されている。施工時に発生する初期欠陥については、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」に示されている。 実際の運用にあつたては、対象とする構造物や環境条件により、補修・補強の要否の判断基準は異なる。完成時に発生しているひび割れは、すべてが問題となるひび割れではない。例えば、ボックスカルバートなどに発生する水和熱によるひび割れに関しては、ボックスカルバートの形状から発生することが避けられないひび割れであるが、機能上何ら問題は無い。</p>			<p>○ 参照章の追加</p>																																																				
<p>表一1 補修の要否に関するひび割れ幅の限度</p> <table border="1" data-bbox="195 1077 1261 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">耐久性からみた場合</th> <th rowspan="2">防水性からみた場合</th> </tr> <tr> <th>きびしい</th> <th>中間</th> <th>ゆるやか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>その他の要因</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(A)補修を必要とするひび割れ幅(mm)</td> <td>大</td> <td>0.4以上</td> <td>0.4以上</td> <td>0.6以上</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>0.4以上</td> <td>0.6以上</td> <td>0.8以上</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>0.6以上</td> <td>0.8以上</td> <td>1.0以上</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(B)補修を必要としないひび割れ幅(mm)</td> <td>大</td> <td>0.1以下</td> <td>0.2以下</td> <td>0.2以下</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>0.1以下</td> <td>0.2以下</td> <td>0.3以下</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>0.2以下</td> <td>0.3以下</td> <td>0.3以下</td> <td>0.05以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1）その他の要因（大、中、小）とは、コンクリート構造物の耐久性及び防水性に及ぼす有害性の程度を示し、下記の要因の影響を総合して定める。 ひび割れの深さ、パターン、かぶり厚さ、コンクリート表面被覆の有無、材料配（調）合、打継ぎなど。 2）主として鉄筋の錆の発生条件の観点からみた環境条件。</p>				耐久性からみた場合			防水性からみた場合	きびしい	中間	ゆるやか	区分	その他の要因				—	環境					(A)補修を必要とするひび割れ幅(mm)	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上	(B)補修を必要としないひび割れ幅(mm)	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下				<p>○ 判断基準となるひび割れ幅に関する表の削除</p>
				耐久性からみた場合				防水性からみた場合																																																	
		きびしい	中間	ゆるやか																																																					
区分	その他の要因				—																																																				
	環境																																																								
(A)補修を必要とするひび割れ幅(mm)	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上																																																				
	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上																																																				
	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上																																																				
(B)補修を必要としないひび割れ幅(mm)	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下																																																				
	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下																																																				
	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下																																																				

現行 (平成 30 年 5 月)

改定 (平成 30 年 10 月)

解説図 - 1 施工時に発生する初期欠陥の例

○ 初期欠陥に関する解説図の削除

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書 「快適トイレの設置に関する特記仕様書」	頁	5-114	改定箇所
現行（平成30年5月）		改定（平成30年10月）			
		<p style="text-align: center;">快適トイレの設置に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 制定</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレに求める標準仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） <p>(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 イ 入口の目隠しの設置 （男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等） ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） エ 鏡付きの洗面台 オ 便座除菌シート等の衛生用品 <p>(3) 推奨する仕様及び付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上） イ 擬音装置 ウ 着替え台（フィッティングボード等） エ フラッパー機能の多重化 オ 窓など室内温度の調整が可能な設備 カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） <p>(快適トイレの設置)</p> <p>第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、仕様、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付</p>			<p>○ 「快適トイレの設置に関する特記仕様書」の追加</p>

	<p>属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。</p> <p>(設置に要する費用)</p> <p>第4条 従来品相当額のトイレ費用(10,000円/月)との差額を共通仮設費の現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。ただし、費用の見積書を前条の協議に添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による費用は、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。</p> <p>3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。</p> <p>(実績の確認)</p> <p>第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。</p> <p>2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。</p>	
--	--	--